



ひと、くらし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

宮城労働局発表
令和7年5月1日

報道関係者 各位

令和7年5月1日（木）

【照会先】

宮城労働局労働基準部健康安全課
課長 二木多賀子

産業安全専門官 早川 康弘

労働衛生専門官 大井 範子

（電話番号）022-299-8839

職場における熱中症対策の強化について

職場での熱中症により、近年は全国では1年間で約30人が亡くなり、約1,000人以上が休業4日以上となっています。宮城県内においても、過去5年間に於いて2人が亡くなり、1年間で平均約20人が休業4日以上となっています。

今般、令和7年4月15日付けで労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）が改正され、同年6月1日から職場における熱中症対策が強化されることになりました。

宮城労働局（局長 ^{おやけいさく} 小宅栄作）では、新たに安衛則により義務付けられる措置（表1）について、労働災害防止団体、事業者団体、事業者に対してあらゆる機会を捉えて周知することとし、施行後については、個別事業場に対して必要な指導を併せて行うこととしております。

また、当局では、今年度も職場における熱中症予防対策を徹底するため、5月1日から9月30日まで、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、[1] 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること、[2] 作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと、[3] 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと、について重点的に呼びかけることとしております。

【改正後】労働安全衛生規則

(熱中症を生ずるおそれのある作業)

第 612 条の 2

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

- 2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

附則

この省令は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

【表 1】

措置の内容

- 1 熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときに、
 - ①「熱中症の自覚症状がある作業員」
 - ②「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制を事業場ごとにあらかじめ定め、関係する作業従事者に対して周知すること
- 2 熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときに、
 - ①作業からの離脱
 - ②身体の冷却
 - ③必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
 - ④その他熱中症の悪化を防止するために必要な措置の内容などに関する措置の内容及び実施手順をあらかじめ事業場ごとに定め、関係する作業従事者に対して周知すること

【添付資料】

- 資料 1 宮城県内の熱中症による労働災害発生状況
資料 2 労働安全衛生規則の一部を改正する省令
資料 3 リーフレット 職場における熱中症対策の強化について
資料 4 パンフレット 職場における熱中症対策の強化について

